

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

**香川県公安委員会規則第24号**

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～68の3 略					1～68の3 略				
68の4 遺失 物法（平成 18年法律第 73号）	第25条 第1項	施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求		○					
	第25条 第2項	特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求		○					
	第26条 第1項	施設占有者又は特例施設占有者に対する指示		○					
	第26条 第2項	特例施設占有者に対する指示		○					
(1) 遺失 物法施行 令（平成 19年政令 第21号）	第5条 第5号	特例施設占有者の指定		○					
(2) 遺失 物法施行 規則（平 成19年国 家公安委 員会規則 第6号）	第28条 第4項	指定の公示		○					
	第29条 第1項	公示に係る事項の変更の届出の受理		○					
	第29条 第2項	変更の公示		○					
	第29条 第3項	申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理		○					

	第30条 第1項	指定の取消し	○	
	第30条 第2項	指定の取消しの公示		○
(3) 遺失 物法の規 定に基づ く特例施 設占有者 の指定、 施設占有 者に対す る報告の 要求等に 係る手続 に関する 規則（平 成19年香 川県公安 委員会規 則第23号）	第3条 第1項	特例施設占有者指定通知書 又は特例施設占有者不指定 通知書による通知		○
	第5条 第1項	聴聞の実施の決定	○	
	第5条 第2項	特例施設占有者指定取消通 知書による通知		○
	第6条	遺失物取扱業務に係る報告 等要求書による通知		○
	第7条 第1項	弁明の機会の付与の決定		○
	第7条 第2項	遺失物取扱業務に係る指示 書による通知		○
68の5 略	略			
69～99 略				
備考 略				

68の4 高齢 者、障害者 等の移動等 の円滑化の 促進に関す る法律（平 成18年法律 第91号）	略			
69～99 略				
備考 略				

附 則  
この規則は、平成19年12月10日から施行する。